苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会における会議及び会議録の取扱い について

【会議について】

1 会議について

会議については公開とする。

2 委員名簿について

委員名簿については、別添「苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会委員名簿」のとおりとし、ホームページ等により公開する。

【会議録について】

1 発言内容の記録について

発言については、全文を記録することを基本とし、場合により要点をまとめる方法に よる。

2 発言者氏名について

発言者氏名については、個人名を表記する。

3 会議録の確定方法について

事務局が会議録(確認用)を作成し、修正がある場合にはそれを加えて確定する。 各委員に確認後、公表する。

4 公表方法について

終了した会議の概要については、苫小牧市ホームページで公表する。この場合において、会議の概要については速報である旨及び市民自治推進課の文責である旨を表記し公表する。また、事後に修正の可能性がある旨についても表記する。

全文を記録した会議録については、3により確定次第、苫小牧市ホームページで公表する。